

経営者個人保証の融資慣行の改善について

要望

中小企業や個人事業者が融資を受ける際、金融機関から経営者等の個人保証を求められる慣行について、「**経営者保証に関するガイドライン**（注）」が策定されたが、**金融機関によって取組に差があり、ガイドラインの趣旨が浸透していないのではないか。**

（注）中小企業庁及び金融庁の関与の下、日本商工会議所（経営者側）及び全国銀行協会が、平成25年に共同で策定。経営者保証に依らない融資の3要件（法人と経営者との関係の明確な区分・分離、財務基盤の強化、財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保）を定めた。

金融庁に確認

確認結果

経営者保証に依存しない融資の割合は一定の改善。銀行間ではバラつきも見られる

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合
（民間金融機関）
平成29年度：16.5% 令和2年度上期（4～9月）：26.4%

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合（令和2年度上期）	銀行数：【対象】112 （主要行等：9、地域銀行：103）
0～30%	52行（最低11.6%）
30～60%	54行
60%以上	6行（最高100%）

金融機関によって取組に違い

アンケート結果（6月3日金融庁公表）

- 顧客に対して、ガイドラインの説明の徹底のみならず、財務基盤の強化、財務状況の開示の頻度など、経営者保証を外すための具体的な視点や、停止条件付保証契約や金利の上乗せなど、代替的な融資方法を提示して、踏み込んだ対応方針を取っている金融機関がある一方、積極的にガイドラインの説明を行っていない金融機関もある
- 事業承継の際に、前の経営者と新たな後継者からの個人保証の二重徴求についても、本部の関与の有無に差異



- 金融庁に、引き続きガイドラインの周知徹底等による経営者個人保証の融資慣行の改善を要請
- 経営者側も、ガイドラインについて知っていただく必要

ガイドラインが求める3要件（法人と経営者の関係の区分・分離、経営情報の開示等）について取組が必要